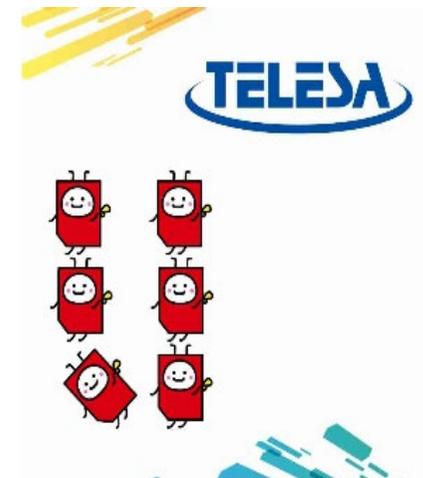


# モバイル市場の競争環境に関する ヒアリング事項に対する意見

2020年6月25日  
一般社団法人テレコムサービス協会  
MVNO委員会

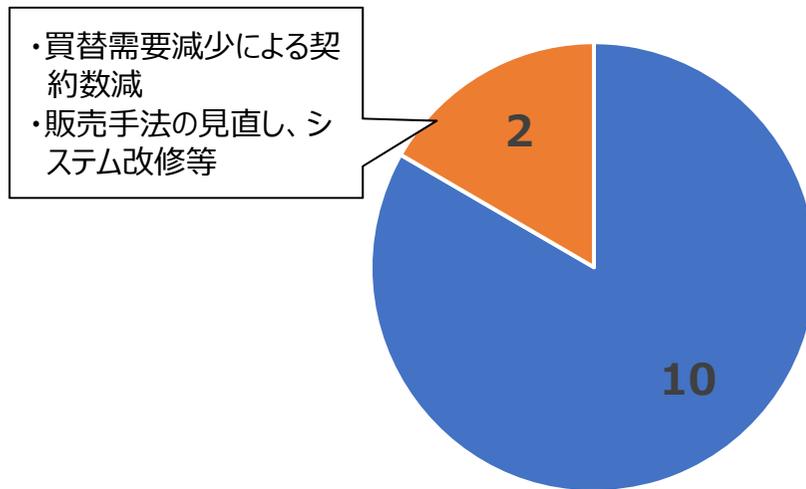


しむし  
MVNO委員会

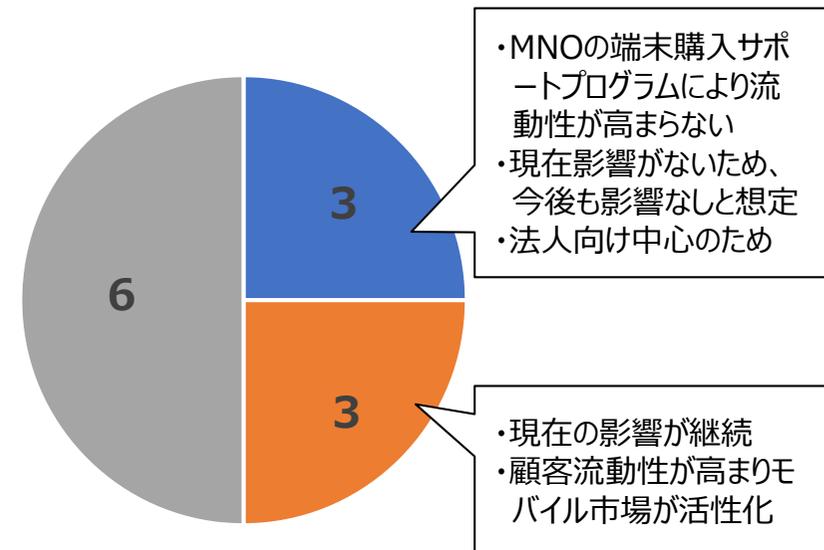
# 改正電気通信事業法の影響について(1/2)

- 改正電気通信事業法による影響について、テレコムサービス協会MVNO委員会参加のMVNOに対するアンケート結果は以下のとおりです。
- なお、改正電気通信事業法を遵守するための取組については、MVNOによって改正法の適用範囲が異なる等の理由から、当委員会としては特段の対応をおこなっておりません。

## 影響がありましたか？



## 今後の見通しはどうか？



## 改正電気通信事業法の影響について(2/2)

- 検証にあたっては、「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備等に関する意見募集（令和元年7月22日）において、当委員会が意見した以下の事項に留意いただくようお願いいたします。

### <当委員会の意見抜粋>

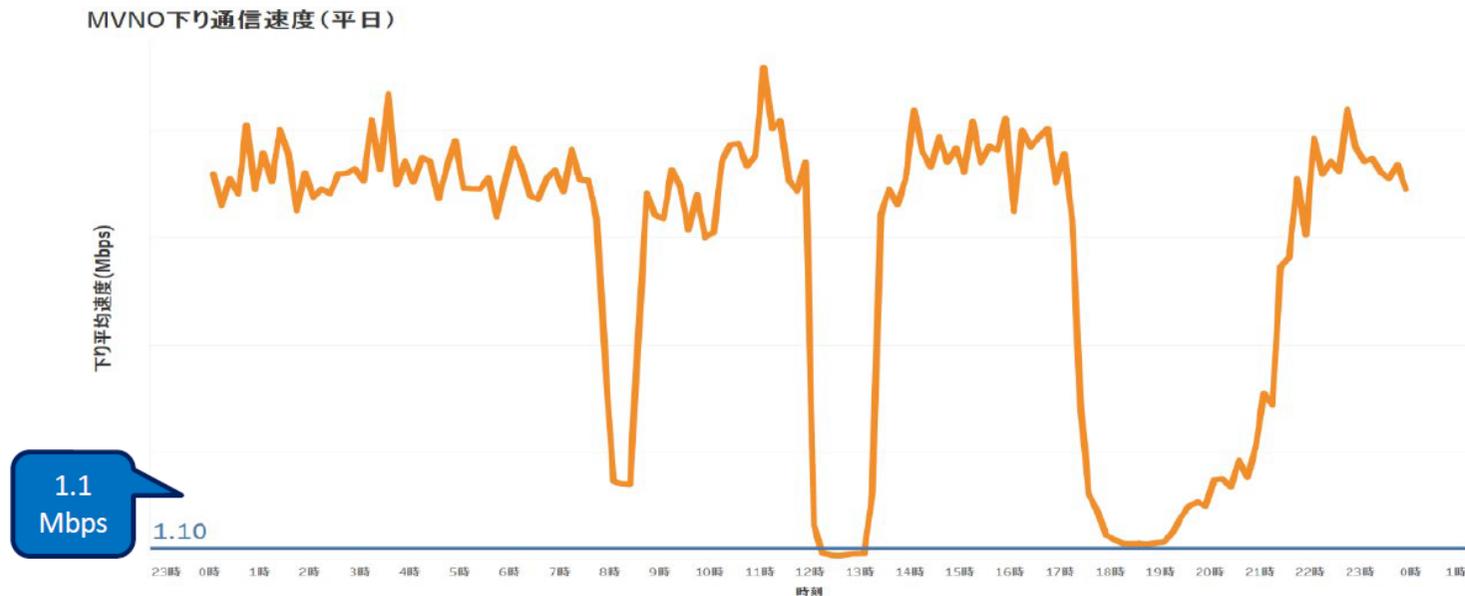
（略）今回の措置に対する効果や影響等について適時に評価・検証する等十分にフォローアップいただきつつ、そのなかで、今回の措置によりモバイル市場が大きく変化した、あるいは悪影響が生じていると判断される場合には、速やかに所要の見直しを図っていただくことが必要と考えます。なかでも、MVNOにかかる以下の点に関しては、時を置かずしっかりと議論・検討いただくことを強く要望いたします。また、以下④のような濫用行為に対しては速やかな対処が必要なため、顕在化した際には行政においても関係事業者と協調しつつ迅速に対応いただくようお願いいたします。

- ① 対象となる事業者について、省令案において利用者の割合が0.7%（≒100万利用者）と設定されること、これが競争環境に影響を及ぼしうる閾値として妥当なのか、またこの閾値を越えるとビジネス構造を転換しなければならないということが数多のMVNOの事業活動を抑制的なものとさせないか。
- ② 今回の措置が、eSIM、IoT、5Gといったモバイル市場における新たな潮流を見据えた場合に、その利活用や普及の妨げとならないか。
- ③ これまでの政策議論等において、長期利用者への還元を如何に促進するかが一つの観点であったなか、今回の措置においては長期利用割引等に対して一定の規律を設ける方向となっていることについて、政策の連続性や利用者利益の観点から齟齬はないか。
- ④ 高額キャッシュバック等目当てでMNP転入・転出を繰り返すホッピング行為を防ぐ目的でMVNOが6か月～12か月程度の最低利用期間とともに設定している違約金の額も、省令案において1,000円以下とすることが求められるなか、濫用行為が生じた場合に対処できるか。

# 広告関係について

- 電気通信サービス向上推進協議会の「**電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン**」等を踏まえ、**MVNO各社にて広告表示の適正化等**に努めております。  
なお、いわゆる「頭金」の表示につきましては、多くのMVNOでそのような販売方法は取っておらず問題にはなっていないと考えておりますが、消費者に誤認等を与えている懸念があるのであれば、その是非を検証することに異論はありません。
- 2019年3月に策定された「MVNOが提供するインターネット接続サービスの速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」に基づき、**MVNO参考速度計測実施のための自主運用ルール**を2019年11月に策定しております。

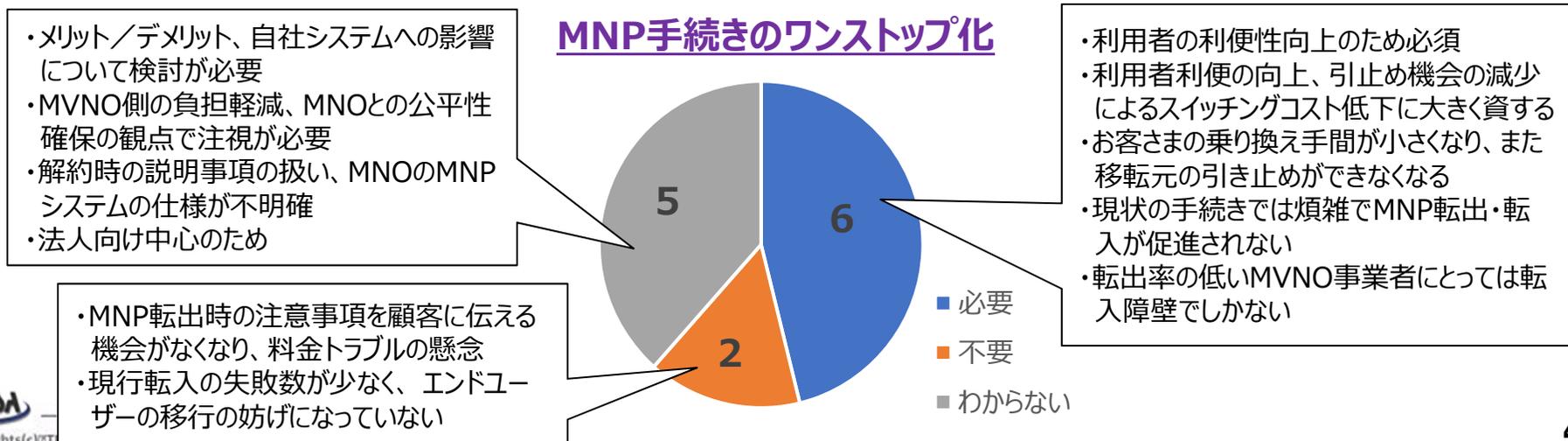
<自主運用ルールに基づく速度表示のイメージ>



# MNP関係について(1/4)

## ワンストップ化の可能性

- **MNP手続のワンストップ化**は、「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」の策定時（2004年5月）からの検討事項となっておりますところ、その**実現に向けて取り組むことは、スイッチングコストの低廉化、利用者利便の向上の観点から、有益**であると考えます。一方で、**転出時/解約時の注意事項をお伝えする機会がなくなることへの懸念**もあることから十分な考慮をすべきです。
- ワンストップ化の実現に向けて取り組むにあたっては、**MNP手続だけでなく、同時にSIMロック解除ができるようなAPIやオペレーション**とすることで、**さらに利用者利便の向上が期待**できることから、あわせて検討してはどうかと考えます。
- ワンストップ化を問わず、MVNOがMNPにかかる機能整備に関するコストを直接的に負担することはないと考えておりますが、MNOを通じてコストを間接的に負担している現状を鑑みると、**ワンストップ化にかかる「MNOのコストをMVNOが間接的に負担する水準」がMVNOの事業運営にとって過大とならないか等、MVNOの経営に与える影響について十分な検討を行っていただくよう要望**いたします。



# MNP関係について(2/4)

## ウェブ手続きの受付時間

- MVNOにおけるウェブ手続きの受付時間については、MNOとのAPI連携の有無やバックヤードでの業務体制等、MVNOそれぞれの状況等を踏まえ、設定されているものと考えます。

## MNP番号発行までの所要時間

- MNOまたは1次MVNOとの間でAPI連携を利用していないMVNOは、別途オペレーターやファイル連携によるMNP処理を行う必要があることから、MNP番号の即時発行は困難と想定されます。
- なお、MVNOがMNOとのAPI連携を行うには、MNOに支払うシステム利用料<sup>※</sup>や自社システムの改修費用等が発生するという点について、十分留意いただくことが必要と考えます。

※第2回競争ルールの検証に関するWG(令和2年5月26日)資料2 9ページ KDDI:178万円/月、ドコモ・ソフトバンク:構成員限り

## ウェブ手続きでの共通ルール

- ウェブ手続きにおいては、本人認証を行うためのID・パスワードが必要となりますので、それらを十分認知いただくよう、利用者に対する周知徹底の取り組みを行うことが望ましいと考えます。
- 自社のインターネット接続サービス以外のインターネットからの手続きの実現、光回線とのセットや複数回線利用などの理由によるウェブでのMNP予約番号発行の拒否の禁止など検討すべきと考えます。

## MNP番号の有効期限

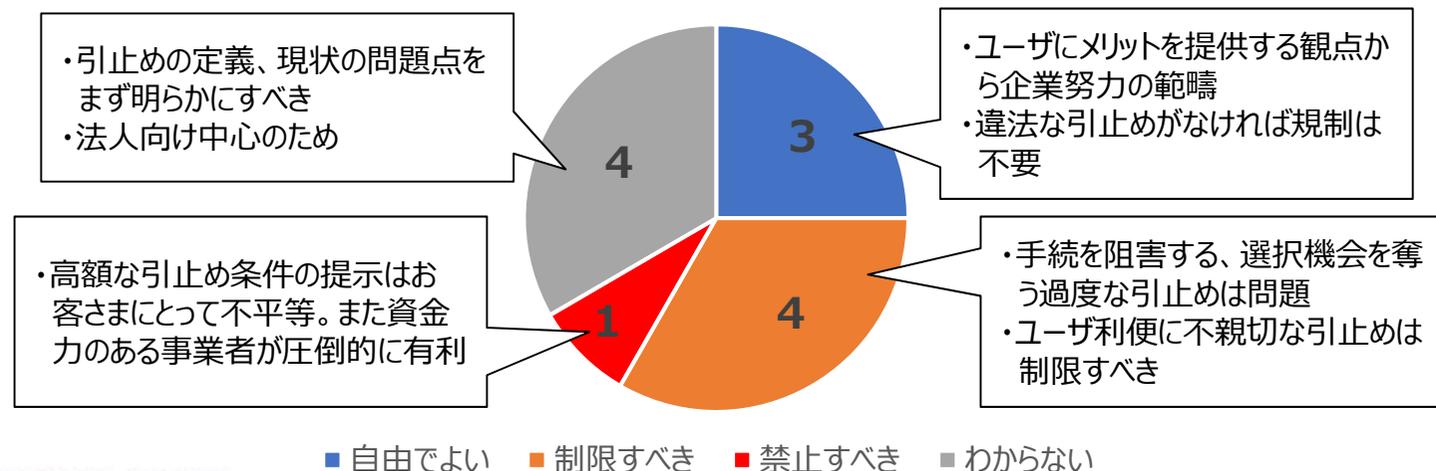
- 郵送等でのSIMのお渡しが中心のMVNOにおいては、「お客さまからの申込受付」「申込の照査(本人確認等)」「SIMカードの発送・受取」「お客さま側での各種設定」等が完了するまでの期間を、イレギュラー処理(例:本人確認処理の不備、不在による荷物受取りができない)が日常的に発生すること、さらには再度MNP予約番号の取得からやり直しとなる場合は利用者負担が重くなること等を考慮し、各社が必要な有効期限を設定(7日~12日程度)しているものと考えます。
- 利便性の観点等から、MNP予約番号の有効期限を、より長期に設定いただくことも有効と考えます。

# MNP関係について(3/4)

## 引止め

- 市場競争のなかで**販売施策に対する政策的制限は限定的であることが望ましい**との考えを前提としつつも、**資金力のあるMNOによるMNP転出者への過度な引止め策**は、実質的に利用者の選択の機会を妨げるおそれがあり、また利用者間の不平等につながることから、店頭、電話、ウェブ等のコンタクトポイントによらず、**一定程度の歯止めが必要**と考えます。
- **MNOにおけるグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか**といった点は、移動通信市場において多種多様な事業者による**公正な競争環境を確保する**という点から**非常に重要**と考えるところ、**MNOからグループ会社のMVNOや自社サブブランドへのMNP転出勧奨をしていないか確認する等し、その是非について検証が必要**と考えます。
- なお、テレコムサービス協会**MVNO委員会参加のMVNOに対するアンケート結果**は以下のとおり。

### ウェブでのMNP手続きの際の引止め策



# MNP関係について(4/4)

## MNPに係る金銭的成本負担

- **MNPに係る利用者負担料金**に関しましては、MVNOそれぞれの状況等を踏まえ設定しているものと考えますが、**一部MNOへの支払いを要する費用※がある点についてご理解願います。**  
※第2回競争ルールの検証に関するWG(令和2年5月26日)資料2 9ページ ドコモ:2千円/件、KDDI・ソフトバンク:なし
- スイッチングコストの低廉化の観点から、各事業者の**経営努力により利用者負担料金が引き下げられることは望ましい**と考える一方で、ヒアリング事項において**例示されている「利用者全体での負担」といった考え方は、以下のような課題があることから、慎重な議論が必要**と考えます。
  - MNPを頻繁に行う利用者と、MNPを行わない利用者との間の不公平感
  - MNPに係るコストを吸収しうる事業者(MNO等)と、吸収しえない事業者との間の競争上の格差  
特に、MVNOの中には収益が厳しい状況の事業者もあり、利用者料金の値上げに繋がったり、値上げできない場合はMVNOの経営に更なる悪影響を及ぼす可能性がある

等

# 一般社団法人テレコムサービス協会の紹介

- 沿革

平成6年に特別第二種電気通信事業者協会、全国一般第二種電気通信事業者協会、音声VAN振興協議会、日本情報通信振興協会の4団体が統合し発足。平成24年4月に一般社団法人に移行。

- 会員

全国11支部に303会員が加盟(令和2年6月10日現在)

会員の事業は電気通信事業、情報サービス事業、ISP事業、CATV事業など通信事業者及び情報通信事業者等ICT企業が中心

主な会員企業(会長、副会長、常任理事会社)

インターネットイニシアティブ、インテック、スターネット、日本アイ・ビー・エム、日本電気、光通信、富士通、ミロク情報サービス、NTTデータ、セイノー情報サービス、セイノー情報サービス、電波新聞社、TOKAIコミュニケーションズ、トランスコスモス、日本電子計算、ビッグロップ、三菱電機インフォメーションネットワーク

- 事業目的

情報通信ネットワーク社会構築のための重要な担い手として、多様な情報通信サービスの創出、健全な競争市場の発展、安全・安心なネットワーク社会の実現を活動目標とし、これらの活動により事業者のビジネスに貢献するとともに消費者の利益と地域社会の発展及び公共の福祉に資すること

- 主な活動

ICTビジネスを創造 — 多様なネットワークサービス事業の創出 —

ICTに関する情報収集・調査研究 — 健全な競争市場の発展 —

ICTサービスの安全性の向上 — 安全・安心なネットワーク社会の実現 —

# MVNO委員会の体制

一般社団法人テレコムサービス協会



# MVNO委員会参加企業一覧

(令和2年4月1日現在)

- (株) アイ・オー・データ機器
- (株) アクセル
- (株) 朝日ネット
- イオンリテール (株)
- (株) インターネットイニシアティブ
- (株) インテック
- (株) STNet
- NECネットエスアイ (株)
- NTTコミュニケーションズ (株)
- (株) NTTPCコミュニケーションズ
- (株) NTTぷらら
- (株) 愛媛CATV
- (株) ALL Rise Group
- 兼松コミュニケーションズ (株)
- 近鉄ケーブルネットワーク (株)
- (株) オプテージ
- (株) コスモネット
- (株) Jストリーム
- GMOインターネット (株)
- (株) シー・ティー・ワイ
- シネックスインフォテック (株)
- シャープ (株)
- (株) ジュピターテレコム
- (株) 情報通信総合研究所
- スターネット (株)
- スマートモバイルコミュニケーションズ (株)
- ソニーネットワークコミュニケーションズ (株)
- SORAシム (株)
- (合) DMM.com
- TIS (株)
- (株) テレコムスクエア
- (株) TOKAIコミュニケーションズ
- トランスコスモス (株)
- (株) ドリーム・トレイン・インターネット
- ニフティ (株)
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- 日本通信 (株)
- (株) ハイホー
- (株) 光通信
- (株) 日立システムズ
- ビッグロブ (株)
- 富士通 (株)
- 華為技術日本 (ファーウェイ・ジャパン)
- (株) フォーバルテレコム
- フリービット (株)
- 三菱電機インフォメーションネットワーク (株)
- (株) メディエーター
- (株) U-NEXT
- LINE (株)
- LINEモバイル (株)
- 楽天モバイル (株)
- (株) ラネット
- (株) レキオス